

## □■受験対策ミニ講座 15号 2022□■（養成所ニュースプラス 20号）

34期生の皆さんは、3学期の中間点です。つまり、全5学期の折り返し点でもありますね。1か月2～3本のレポート作成は、順調に進んでいますか。3学期のレポート提出期間は年明け1月15日からです。

来年2月の国家試験に向かって進む皆さん、受験票は届きましたか。ご確認ください。皆さんには「見込」の受験票が届いていると思いますが、「受験の手引」10ページにあるように、「確定した証明書」を提出しても、新たに「確定」の受験票は交付しないとのこと。当日は「見込」の受験票で受験することになります。以前お伝えしたように、皆さんの「修了証明書」は、当養成所から一括して試験センターに送付済みですのでご安心ください。

さて、今回は「権利擁護と成年後見制度」からの出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz . . . . .

【第29回問題81】保佐及び補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保佐及び補助における判断能力の判定に際して、いずれも原則として医師等の専門家による鑑定が必要である。
2. 保佐開始及び補助開始の申立てにおいては、いずれの場合も本人の同意が必要である。
3. 保佐開始又は補助開始後、保佐人又は補助人はいずれも被保佐人又は被補助人がした日用品の購入など日常生活に関する行為の取消しを行うことができる。
4. 保佐開始後、被保佐人が保佐人の同意を得ずに高額の借金をした場合、被保佐人及び保佐人いずれからも取り消すことができる。
5. 補助人に同意権を付与するには、被補助人の同意は不要である。

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info . . . . .

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日(月)に発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

・令和4年12月9日に、第35回社会福祉士国家試験の受験票が投函(郵送)されました。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・第35回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

第33・34期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。現在は、受験対策が

イダンス動画及び全科目対応のオンデマンド動画が視聴可能です。また、12月7日（水）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=5529](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529)

#### ■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

#### ■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

#### 【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

この科目で出題頻度が高い大項目2の「成年後見制度」のうち、中でも中項目の成年後見の概要、任意後見、成年後見制度の最近の動向は頻出です。成年後見の概要だけでも、3欠格事項（34回）、付与しうる権限（33回）、成年後見開始審判の申立者、申立てや審判開始（32回）、単独でできる行為（30回）、成年後見登記事項証明書の交付事務（29回）と具体的な点が問われています。

成年後見制度は、民法を根拠とする「法定後見制度」と任意後見契約に関する法律による「任意後見制度」に大別され、「法定後見制度」は更に、後見、保佐、補助の三類型に分かれます。それぞれ対象となる人の姿をイメージできると、それぞれの選択肢も理解が進むと思います。

今回の問題の保佐と補助の概要は、出題頻度は少ないですが、成年後見制度の問題の選択肢にもなりえますので、確認をしておきましょう。

1. ×鑑定が原則必要なのは、成年後見開始、保佐開始の審判の場合です。補助開始の審判に際しては、医師その他適当な者の意見を聞くことが必要とされています。
2. ×成年後見開始及び保佐開始の審判では、本人の同意は不要です。一方、補助開始の審判では、本人の同意がなければならないと規定されています。
3. ×日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、自己決定の尊重やノーマライゼーションの理念から同意の対象外とされていて、取り消すことができません。この点は、成年被後見人も同様です。
4. ○民法第13条第1項には、被保佐人が「借財又は保障」や「相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割」など規定の行為をするには、保佐人の同意が必要とあります。同意を欠く場合には取り消すことができるとし、この取り消しは保佐人だけでなく被保佐人本人もすることができ、被保佐人本人が取り消す場合でも保佐人の同意は不要と規定しています。
5. ×被補助人の同意は必要です。被補助人やその家族、補助人等は、民法第13条第1項の規定行為の一部を選び、同意権付与の申立てをすることができます。この審判がされるためには、本人の同意が必要ですし、審判で認められないと同意権は付与されません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus